

令和4年第4回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月14日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 河原典史

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時24分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、坂本 豊君、13番、北原武道君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（今井富雄君）

日程第2、一般質問を行います。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

質問の順序は、1番、谷川暢一君、8番、熊谷勘信君、2番、川島富士夫君、11番、坂本 豊君、4番、倉谷 明君、6番、藤田正美君、13番、北原武道君、3番、西村 毅君の順に質問を許可します。

1番、谷川暢一君。

谷川暢一君の質問時間は、10時26分までとします。

○1番（谷川暢一君）

おはようございます。

新型コロナウイルスも感染拡大も、ようやく落ち着きを見せてきたのかなと思っております。本来の活動が徐々に戻ってきたものと思っております。今回の質問もこうしてマスクを外してさせていただきます。

それでは、早速ですが、通告に基づき質問させていただきます。

まずは、児童クラブ（学童保育）の運営時間について質問します。

児童クラブ（学童保育）とは、保護者が就労や病気などで、昼間、家庭にいない小学生児童を預かり、遊びや生活の場を提供するものです。まさに利用する働く親にとっては欠かすことのできない制度となっています。

しかし、運営していく中で様々な要望や不満が生じてくることは当然のことでしょう。

その都度、利用者の声を参考に改善されているものとは思いますが、中には、現場レベルにおいて数年前から利用者より要望され、周知されているにもかかわらず、なかなか実現されずに困っている事象もあると聞いています。

今年度より「子育て支援課」が新設されました。町は、これまで以上に子育て世帯の支援の拡充に努め、定住促進につなげていこうという意識の表れかと認識しています。

「子育て支援課」は、児童クラブ（学童保育）の担当ではありませんが、就学前の子どもを持つ世帯にとって、我が子が小学校へ入ることでの働き方への影響は大きな課題となります。いわゆる小学校に入学した途端に働きにくくなるという問題です。この問題を解消する制度の一つが児童クラブ（学童保育）であり、こういう制度がどれだけ充実しているかが、子育て世帯の親たちがこれからどこで暮らしていくのかを判断する基準の一つになるのではないかと考えています。

そこで、質問です。

現在の若狭町における児童クラブ（学童保育）の設置状況と、その利用状況を伺います。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

児童クラブは、保護者の就労等により、放課後留守家庭となる児童が安全・安心に過ごせ、遊びや生活を通して健全育成を図る場所として、リブラ若狭と熊川小学校の2施設に設置しています。

少子化により児童数は減少していますが、家族形態やライフスタイルの多様化が進む中、児童クラブの利用数は毎年大きな変化もなく、一定数の児童が利用している状況です。

子育て支援の一環として、安全な子どもの居場所の充実を図るため、今年度につきましては、旧明倫小学校の校舎の1階部分を改修し、三方児童クラブをリブラ若狭から移転いたします。

これにより、受入れ人数が拡大され、グラウンドや体育館等、広い場所での遊びや運動が可能となり、より一層の健全育成を図りたいと考えています。

しかしながら、長期休業期間中における放課後児童支援員や補助員の確保は以前からの大きな課題であり、学習支援員や校務員の方に御協力いただいているのが現状です。

今後も支援員、補助員の募集を行うなど、学童クラブのさらなる充実を図ってまいり

たいと考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、児童クラブの設置状況及び利用状況につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、私のほうからお答えします。

児童クラブの設置状況としまして、リブラ若狭内に三方児童クラブとして1か所、熊川小学校内に上中児童クラブとして1か所の計2か所を開設しております。

昨年度の利用登録者数といたしましては、学校登校期間の通年の利用として、三方児童クラブで49名、上中児童クラブで21名となっております。

夏休み期間中におきましては、長期休暇のみの利用者を含めると、三方児童クラブで95名、上中児童クラブで58名が利用登録しており、1日当たりの平均利用者数は、三方児童クラブで52名、上中児童クラブで39名でした。

今年度の利用登録者数につきましては、通年の利用として、三方児童クラブで49名、上中児童クラブで26名となっております。

夏休み期間中につきましては、長期休暇のみの利用者を含めると、三方児童クラブで105名、上中児童クラブで66名が利用の申込みがあり、昨年度より増加している状況です。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

町内2か所に設置され、通年利用、夏休み期間中の申込みともに増加の傾向にあるとのことです。

では、小学校の長期休業中（夏休み等）における時間や人員の対応、また、けがや病気、災害等の緊急時における対策はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、緊急時に対する対策についてお答えします。

長期休業中における利用につきましては、事前に申請があり、放課後児童クラブ運営委員会の審査で利用が認められた児童を受け入れています。

また、開設時間につきましては、平日の午前8時から午後6時まで開設しています。

緊急時に対する対策でございますが、火災発生時、災害時、事故やけが発生した際には、放課後児童クラブ安全管理マニュアルに基づき、適切に対応することになっております。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

現在の長期休業中の受入れ時間については、午前8時からであるとのことですが、これに対応できない世帯の親は、有給休暇を分割し時間休を取って対処することとなり、けがや病気といった緊急時の対応もしにくくなる上、収入にも影響が出てくるおそれがあります。そのため、この制度自体の利用を諦めざるを得ないということになってしまい、まさに小学校に入った途端に働きにくくなるという現状であります。

そこで、有料でも構わないので、午前7時30分からの受入れに対応してほしい旨の切実な要望が以前からあると聞いています。町はいつ頃から、この要望を把握し、どういった対応・対策が取られてきたのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

平成30年度に早朝利用の要望を頂き、実施に向けて検討を行いました。支援員や補助員の人員不足により、早朝利用に対応することが困難であることから、実施を見送りさせていただきました。

また、今年5月に学校を通じて利用児童の保護者から午前7時30分からの受入れの要望があり、把握しております。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

平成30年度から把握はしていたが、人員不足により実施を見送ってきたとのことです。

この要望は、当町の教育の現場では、以前から聞いていることであるそうです。

また、隣の小浜市では、有料ではありますが、朝7時30分から8時、夕方18時から18時30分の時間外の受入れに対応しているそうです。

冒頭でも述べましたが、町は、これからIターン・Uターンを含め、若者・子育て世帯の定住促進を進めていくのであれば、子育て支援の観点からも大事なことであり、早急な取組・実現、できれば、今年度の夏休みからの実施が望まれることではないでしょうか。これからどういった対応・対策を考えているのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘の長期期間中における早朝利用につきましては、補助員の確保、就業時間の調整をし、午前7時30分からの開所に向けて準備を進めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

既に実施に向けて準備を進めているとのお答えをいただきました。喜ばしい限りです。ぜひこの夏休みからの実現を期待しております。よろしく申し上げます。

そこで、これから、子育てのしやすいまちづくりを目指す上では、こういった現場レベルでは以前から認識はされていても、なかなか理事者までは届かなかったことについても、早期に救い上げることができる取組が必要なのかなと思います。

人材不足・人件費等、様々な課題はあると思いますが、工夫次第ではやり方はあると思われる。現に隣市では実現済みのこういう町民の切なる要望に細かく対応していくことこそ、定住促進・人口減少対策につながっていくものであると思われる。町の見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えをいたします。

児童クラブでは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準により、認定資格研修を受けた放課後児童支援員を配置し、資格や経験を問わない補助員と組み合わせ対応をしております。

しかし、長期休業期間になりますと、一時利用者も加わることとなりますので、児童数に応じて支援員及び補助員が必要となります。

先ほど教育長も申しましたが、長期休業期間中における放課後児童支援員や補助員の確保は以前からの大きな課題であり、長期休暇期間中における支援員及び補助員の募集を行っておりますが、より安定的な運営を行う上で必要な人員の確保まで至っておりません。

今後は、現在の補助員の資格取得を推進し、有資格者の確保に努めるなど、人材・人員の確保に向けた取組を進め、保護者の皆様からの御要望をお伺いしながら、また、多様なニーズにお応えすることによって、子育て世代の環境を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

要望に沿って、子育て世代の環境を整えていくとのことですが、町の将来につながる大事なことかと思えます。教育環境の整備も併せてお願いいたしまして、次の質問に移ります。

J Rバス若江線の減便と運行経路の一本化について質問します。

J Rバス若江線は、J R小浜駅からJ R上中駅を經由して滋賀県のJ R近江今津駅までを運行区間とし、J R湖西線へと乗り継ぐことができ、小浜市・若狭町・高島市と3市町2県を通る非常に珍しいバス路線です。とりわけ、上中地域の住民にとっては、京都・大阪方面へ出向く際の最も安く・早く利用できる公共交通機関として、長く親しまれ重宝されてきました。

しかし、近年の利用者数は年々減少傾向が続いておりました。これに加え、コロナ禍の影響により利用者数はさらに低迷しており、今年度、西日本J Rバスより、若江線の減便、そして、現在2つある経路を一本化する申出を受けていると聞いています。

そこで、質問です。

今回、申出のあったJ Rバス若江線の減便と経路の一本化とはどういった内容なのでしょう。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

谷川議員からJ Rバス若江線に関する御質問をいただきましたので、お答えいたします。

西日本J Rバス株式会社近江今津営業所より、令和4年3月25日付で「若江線の減

便と経路の一本化について」の文書を受領し、説明を受けております。

その内容としましては、JRバス若江線の利用者数が年々減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響やコロナ後の生活様式が変化していくことなどにより、従来の利用者数まで回復は望めず、現状のまま路線を維持することは、会社の経営上、困難であると判断し、現在の13往復26便のうち、3から4往復を減便できないか検討するとともに、利用の少ない仮屋経由の便を廃止し、瓜生経由に統一することを検討していきたいという内容でございます。

○議長（今井富雄君）

1番、谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

3から4往復の減便と、仮屋経由の便を廃止し、瓜生経由に統一することの検討ということですが、では、今回の西日本JRバスからの申出に対する若江線の若狭町内運行区間の周辺住民への説明状況と、減便と経路の一本化に対する周辺住民の反応をお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

西日本JRバス株式会社近江今津営業所からの文書を受け、令和4年4月14日に開催しました区長会終了後に、沿線集落の区長様に御説明するとともに、各集落の住民の減便並びに経路一本化に対する御意見の収集をお願いいたしました。

また、5月20日に仮屋区ふれあい会館において、西日本JRバス株式会社近江今津営業所から沿線集落の皆様へ直接説明する場として合同説明会を開催しております。

合同説明会では、西日本JRバス株式会社の現在の経営状況やJRバス若江線の利用状況の推移等が詳細に説明され、若江線を維持するには、路線の効率化、つまり減便で対応せざるを得ないことなどが説明され、これに対する意見交換を行っております。

沿線の各区長様から頂いた住民の御意見では、減便については、下りの小浜駅行きの17時45分以降を減便されると、京阪神方面からの帰りが不便になるという御意見や、利用頻度が減っているので減便は仕方がないという御意見もございました。

経路の一本化については、仮屋バス停の利用者は瓜生経路に一本化されると利用できず不便になるという御意見や、利用頻度が減っているため瓜生経路への一本化は仕方がないというものもございました。

また、5月20日の合同説明会での御意見としましては、路線全体の利用者数が減つ

ているため、減便については仕方がないが、仮屋経由の廃止については反対であるという声が大きくありました。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

減便については、ある程度は仕方がないという意見もあったということですが、経路の一本化については、路線の廃止を伴うわけですから、反発が大きいことは当然かと思われまます。

そこで、減便はもとより、経路一本化により運行がなくなり、路線廃止となる区間が出るという点を、現在のJRバス若江線の利用状況も鑑みて、町はどう考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、減便や経路の変更決定につきましては、本来、西日本JRバス株式会社が独自に決定できるものでございますが、検討の段階で、事前に沿線住民の皆様に御説明をされ、御意見を伺いながら進めるとした西日本JRバス株式会社の姿勢は一定の評価をしております。

しかし、西日本JRバス株式会社より提出された減便検討の報告については、JR小浜線に続いての減便の話であり、簡単に受け入れられるものではありません。

JRバス若江線は、地域の大切な「生活の足」であるとともに、令和6年の北陸新幹線敦賀開業や令和7年の大阪関西万博の開催による交流人口の拡大を目指し、熊川エリアでのアクティビティ整備やレインボーライン山頂公園の整備など、誘客を見込んだ整備を進めている中で減便を検討したいという報告があったことから、沿線住民の皆様の御意見を踏まえ、令和4年5月11日に西日本JRバス株式会社近江今津営業所長に対して、減便がなされないよう、また、沿線住民の理解を得るよう強く要望しております。

しかしながら、便別の平均乗車人数を見ても、全体的に少なく、西日本JRバス株式会社の経営に影響を及ぼしており、JRバス若江線自体の存続に関わる問題であるとともに、説明を受けておることから、減便を検討される場合においては、利用者や沿線集落と西日本JRバス株式会社の双方が最良の結論に至るよう、引き続き働きかけを行っているところでございます。

また、経路一本化による仮屋経由廃止につきましては、沿線集落の反対意見も多く、経路一本化により乗車数の増加や収益の増加が見込まれるかどうか、不透明な点もあることから、沿線集落への理解を得て、慎重に決定されるよう働きかけを行っているところでございます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

減便は熊川のアクティビティ整備後の誘客にも直結する問題だと思いますので、これからも強く要望、働きかけをお願いいたします。

また、経路一本化については、結果が不透明なことから、沿線住民の理解の上、慎重な決定を望むとのことでしたが、去る5月20日に仮屋のふれあい会館で開催された西日本JRバス近江今津営業所による沿線住民への合同説明会には、たくさんの方が参加され、仮屋経路の存続が強く要望されました。要望だけではなく、「ああしたらどうか」「こうしたらいいんじゃないか」というような様々な提案もなされました。沿線住民は経路の存続を強く願っています。しかし、利用者が非常に少ないのが現状です。なぜ利用者が少ないのでしょうか。利便性に乏しいことも要因の一つではないのでしょうか。

近江今津駅周辺では、町なかの建物を縫うように運行されています。しかし、廃止が検討されている若狭仮屋バス停は、田んぼの中を通る国道、その横に設置され、集落からは歩いてかなりの距離があります。

ほかにも病院の建物が見えない上中病院前バス停、同じく校舎の見えない三宅小学校前バス停、ただただ国道を走るだけで、需要のある場所を運行していないのではないのでしょうか。経路の変更が難しい鉄道とは違い、その都度、経路を変更できる自由度が高いのがバスの利点だと思われれます。しかし、その利点を生かす取組・工夫・働きかけが今日までなされてこなかったように感じます。

数年前に上下線ともJR上中駅構内にバス停が設けられたこと以外、特段の工夫もなく運行されてきたように感じられる中、一部の路線もバス停もなくなってしまうのでは、沿線住民にとっては、やりきれない思いが残るのはしょうがないことかと思えます。

2006年、パレア若狭が建設され、道路が新設された当時、国道303号線からその新設道路を通り、大森神社横を抜け、パレア若狭前を通り、当時の上中病院前→上中庁舎前→JR上中駅前から国道27号線へ入るというルートで運行するという案がありました。パレア若狭前にはバス停予定地までつくられております。一体どうなったのでしょうか。少しでも利便性及び利用者の増加が見込めるのなら、工夫の一つとして再考

してみてもいかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

国道303号から三宅区の大森会館、パレア若狭前を経由し、JR上中駅までのルートにつきましては、平成26年度に数回にわたって関係者による現場検証や検討が行われており、西日本JRバス株式会社もこのルートを試走し、運行ルートに対する課題点を検証しております。

当時の課題点として、上中駅前交差点の左折に影響する電柱移転と国道27号小浜側停止線のセットバック、上中庁舎前の桜の伐採、郵便局前の路上駐車への対応、狭隘区間の通行に対する近隣住民の理解が得られていないことなどが上げられ、実現には至りませんでした。

これらの課題を解決し、利用者の増加が見込まれるのであれば、西日本JRバス株式会社がこの運行ルートに変更する可能性があると考えますので、近隣住民の理解が得られ、かつ沿線住民の皆様が新たな乗客として、多数、このルート上で日常的に御利用され、需要が見込める路線になることを前提とした地域からの要望があった場合には、西日本JRバス株式会社に働きかけたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

住民の要望を受けて取り組むことはもちろん重要です。しかし、虫のいい考えかもしれませんが、こういった一旦、実現の直前までこぎつけた施策については、再び要望を待つよりも、もうひと工夫した提案がされることを住民は望んでいるのではないのでしょうか。要望の高まりを待って、何の工夫も取組もないまま運行そのものが終わってしまうような悲しい事態にならないことを願っております。

では、JR小浜線の利用促進に対しては様々な対策が取られています。あつてはならないことですが、JR小浜線の減便が今後も続くことや、また、万が一それ以上の事態に陥るようなことがあった場合、公共交通機関として、JRバスの運行は大変重要な意味を持つてくると思われます。JR小浜線同様にJRバス若江線も利用促進に努めなければならぬと思われます。町は、これからのJRバスの運行についてどのように働きかけていくつもりなのか、見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

谷川議員の御質問にお答えをいたします。

西日本ＪＲバス株式会社には、既に減便がなされないよう要望書を手渡し、強く要請をしております。

しかしながら、利用者数が少ないバス路線の運行については、長引くコロナ禍の中で、便数を減らさざるを得ないという会社側の経営の厳しさも感じております。

生活の足である公共交通を確保するためには、恒常的に一定数の利用者数が必要なのは明白であり、ＪＲバス若江線の利用促進はバス路線維持のために重要な取組であると考えております。

バスを含めた全ての公共交通の利用者を増やすためには、地域の皆様が日常的に御利用いただけるかが大きく影響いたしますので、今後も沿線地域の皆様と連携をして、「乗って残す」という意識の啓発を定期的に図ってまいりたいと考えております。

また、北陸新幹線敦賀開業や大阪関西万博を見据えた嶺南地域での周遊観光の足としてＰＲするなど、観光情報の発信などと併せてＪＲバス若江線の利用を呼びかけてまいりたいと考えております。

引き続き近隣市町であります小浜市ともしっかりと連携をしながら、西日本ＪＲバス株式会社に対しまして、現状を維持していただくよう強く訴えていきたいと考えておりますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○１番（谷川暢一君）

高島市においては、滋賀県と共にＪＲバス若江線の運行に補助をしているそうです。福井県では県からの一括の補助のみで各市町からの補助はなく、制度が異なっていると聞いています。そもそもＪＲバス若江線は、かつての江若鉄道の未成区間を補うために運行が開始されたと認識しております。その後、琵琶湖と若狭湾をつなぐ鉄道構想は琵琶湖若狭湾快速鉄道、若狭リゾートラインですね、へと引き継がれましたが、それであるならば、琵琶湖若狭湾快速鉄道の積立金をそれぞれ原資とする、嶺南広域行政組合の「嶺南快速鉄道基金」や町の「公共交通活性化基金」などの活用を検討して、ＪＲバス若江線の運行に関する取組を補助することも工夫の一つではないでしょうか。

「乗って残そう」も大事ですが、同時に「乗りたくなる路線バス」へと変えていくことが重要であり、路線バスが活発に集落内を行き来し、住民や観光客が便利に利用でき

る道路づくり・まちづくりを目指してほしいと申し上げておきまして、これで私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時05分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

8番、熊谷勘信君。

熊谷勘信君の質問時間は、11時5分までとします。

○8番（熊谷勘信君）

皆さん、おはようございます。

若狭町特産の福井梅の収穫も最盛期を迎えようとしています。

そうした中、ただいま議長のお許しを頂きましたので、一般質問として、今月の定例会に「農業者への町独自の支援策の取組について」の1点に絞って、町長の見解をお伺いします。的確な回答をお願いいたします。

嶺南地域は、農業を主産業とした地域であり、特に若狭町における農業経営面積は嶺南地域の中でも最も大きい町であります。今後、農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を持ち、効率的、安定的な農業経営を育成、確保していくことが重要であります。

しかしながら、現状は、農業就業者が著しく高齢化しており、今後、高齢農業者のリタイアが急速に進むことが見込まれる中で、兼業農家での若い人の農業離れなどもあり、青年層の新規就農者を確保することが課題となっています。

こうした現状に加え、近年では、新型コロナウイルスの影響によって、外食産業の不振を受け、米価の下落、昨年は前年比1俵当たり1,800円の減となっています。また、原油の高騰、農業資材の価格の上昇など、今後の農業経営に大きな不安が広がっています。

国や県の農業施策については、大規模農家への支援は取り組まれています。小規模農家への支援施策や制度はないように感じております。この先、大規模農家への農地集積が進むように考えますが、小規模農家においては、地域農業維持への貢献度も大きく、小規模農家に対する何らかの支援が必要かと思っております。

農業情勢等が著しく変化する中で、これまでの町の担い手育成・確保対策の取組と今

後に向けた考えをお聞きしたいと思います。

最初に、本町の農業従事者や担い手である認定農業者、また、新規就農者の現状として、農地の集積状況、新規就農者数と取組作物、そして、今後の課題をどのように認識しておられるのか、以上、3点についてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えします。

令和4年産の水稲共済細目書で把握している町内の水田農業の経営体数は1,050経営体、梅・梨などの果樹生産は238経営体、畜産等5経営体です。

そのうち法人を含む認定農業者は62経営体、水田農業で46、施設園芸で2、果樹で11、畜産で3となっております。

また、認定新規就農者は8経営体、その他の担い手として、集落営農組織や中規模経営体等が39経営体で、合計で109経営体が担い手となっております。

これら担い手への水田の集積状況については、認定農業者で1,092ヘクタール、認定新規就農者で20ヘクタール、その他の担い手で182ヘクタール、合計1,294ヘクタールの水田を集積しております。

次に、認定新規就農者の取組作物については、8経営体のうち、水田農業が2経営体、果樹の梅が3経営体、梨が2経営体、畜産が1経営体でございます。

就農の傾向としましては、初期投資の少ない梅や梨など果樹での希望者が増えてきており、水田活用での就農希望者は近年、減少してきております。

しかしながら、水田農業の法人や集落営農組織では、構成員の高齢化が進み、後継者不在で新規就農者の受入れを強く希望されているところがございます。

今後、かみなか農楽舎と連携を図りながら、新規就農者の確保に努めるとともに、受入れを希望する経営体とのマッチングを進めて農地の保全を図ってまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

それでは、次に、町の農地集積率及び今後の見通しについてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

水田の農地集積率につきましては、町の水田面積1,760ヘクタールに対して担い手農家が経営する面積は1,294ヘクタールですので、集積率は73.5%になります。

集積された面積の内訳としまして、三方地域が563ヘクタール、上中地域が731ヘクタールとなっております。

今後の見通しにつきましては、担い手への農地集積はかなり進んでおりますので、上中地域では微増、三方地域において、今後、集積が増えるものと考えております。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

それでは、次に、これまで町が行ってきた小規模農家に対する支援策について、その具体的な内容と実績をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

御質問にお答えします。

小規模農家への支援策として、令和2年度から「小さな農業チャレンジ応援事業」を実施しております。

この事業は、新たな作物の導入や加工品の開発を行うなど、農家の販売を目的とした新たなチャレンジに要する備品などに対して補助するもので、令和2年度は3件、287万8,000円、令和3年度は7件、598万2,000円を補助し、梅の加工施設や白干し用ハウス、米麴製造施設などの整備に支援を行わせていただきました。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

それでは、次に、先月、JA五連が試算した肥料価格について、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、ロシア産などの肥料、また原料の調達が困難として、メーカーとの価格交渉の過程による試算として、今後、70%上がると予測されるとして、価格高騰に対する援助を県内各市町にも要請したいと意向が示されていますが、そこで、肥料価格の高騰や燃料費補助など、町独自の支援策が創設できないかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、コロナ禍の長期化による農業経営への影響が深刻化する中、ウクライナ侵攻によるロシア産原材料の輸入停止、円安などが原因となり、燃油・肥料の価格が高騰しております。

また、秋以降の肥料につきましても、かなりの値上げが想定されとの報道があり、農業関連の物価高騰は長期化が予想されています。

県内においては、燃油・肥料等の高騰に対する補助を実施する市町があり、福井県においても対策が発表されました。さらに国も影響緩和策を検討するとの報道がなされております。

当町といたしましても、農業者や農業団体から強く要望を受けており、燃料、肥料高騰に対する補助事業を議員御指摘の小規模農家も対象に含めて実施したいと考えております。スピード感をもって対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございます。今ほどは、町長より、前向きに考えたいとの答弁をいただきました。できるだけ早期に内容を詰めて公表できるように取組をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問です。

本年度において、町では、「若狭町総合計画の中期基本計画」を作成中ではありますが、計画において、農業者の担い手育成、確保をはじめ、農業経営につながる今後の町としてのビジョンを計画にどのように組み込まれるのか、お考えをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

町内の農業の担い手の多くは、各集落で農業の将来について検討を重ねられて発足した経営体ではありますが、経営開始から年月がたち、後継者への経営移譲や集落内の定年

退職者が新たな経営者になるなど、世代交代が進んでおります。

一方で、後継者が未定の経営体も多く、かみなか農楽舎の卒業生に期待を寄せてくださっている法人もあり、意欲ある就農者の確保は急務となっております。

また、今後は、高齢化による離農や米価の低迷による経営の合理化が進み、中規模な個人経営体と法人、または法人同士による大規模合併などが進むと考えております。

このため、規模拡大に伴って、最新のスマート農業への支援や農地の圃場整備による大区画化事業の検討が必要になると想定しております。

しかしながら、農地の保全という面では、大規模な経営体だけでなく、多様な担い手として、小規模でも意欲のある個人農家も必要であると考えておりますので、水田農業だけでなく、若狭町特産の梅や梨をはじめとする果樹などでも担い手の育成・確保を図ってまいりたいと考えております。

「若狭町総合計画の中期基本計画」には、新たな担い手の確保やスマート農業への支援、農地の圃場整備による大区画化事業の検討などを盛り込み、町の農業振興につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

農業における高齢化や担い手不足あるいは遊休農地の増加など、人と農地の問題があり、将来にわたっての展望が描けないといった課題もあると実感しております。農業において、人と農地を現状のまま維持することは大変困難であり、将来、誰かにやらせよう、誰かがやってくれるだろうという希望的観測から脱皮して、現実的な取組を考える大変大事な時期であると思います。

このことは、今後の地域農業を考えるだけでなく、地域力の維持、ひいてはまちづくりにつながる機会になるものと考えております。町としまして、持続可能な取組をぜひともお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、11時33分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、おはようございます。公明党の川島です。

通告書に従い、3点、質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、分かりやすい丁寧な御答弁をよろしく願いいたします。

1点目です。新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてお伺いをします。

最近の新型コロナウイルス感染者ですが、国内では累計で900万人を超えました。県内でも累計で3万7,000人を超えております。これは県民のおよそ20人に1人が感染したことになります。今も新規感染者が日に150人前後で推移をしているようです。県もコロナ感染注意報を6月12日から7月10日まで延長しております。

若狭町にありましても感染される方が出ております。引き続き御本人を含む御家族の体調管理や「お話はマスク」といった対策を講じていきたいと思っております。

それでは、質問です。

これまでの本町におけるコロナワクチン接種状況について、年代別の接種率と併せて御説明をお願いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

若狭町における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、町民の皆様をはじめ医療従事者や関係者の皆様方の御理解と御協力によりまして、高い接種率で推移しておりますことをまずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に感染者数が減少傾向にあり、福井県では、現在、「感染拡大注意報」に切り替わっておりますが、感染リスクを下げるため、県民行動指針に沿った行動を継続しなければなりません。

当町でも、感染対策の啓発と同時に、国、県の指導に従い、円滑なワクチン接種を実施してまいりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、年代別接種状況につきましては、健康医療課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

当町のワクチン接種率は、県内で最も高い割合となっております。

県で公表しております当町の接種率は、2回目接種率は91.8%、3回目接種率は81.5%となっております。

3回目接種における県全体の年代別接種率は県が公表しております。

6月9日現在で、65歳以上90.3%、60歳から64歳まで83.7%、50代75.6%、40代58.8%、30代48.8%、20代49.2%、12歳から19歳まで35.9%です。

当町の年代別3回目接種率を申し上げます。

6月9日時点でございます。

65歳以上93.1%、60歳から64歳まで91.2%、50代88.5%、40代82.4%、30代69.0%、20代72.9%、12歳から19歳まで63.2%となっております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。本町では、他の自治体に比べ20代から40代の若者の接種率が非常に高いようですが、接種率を向上させるために何か取り組んだことがあれば、お聞かせ願えますか。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

県内の市町ごとの年代別の接種率は公表されておられませんので、接種率について他の市町と比較することはできません。

当町では、3回目接種開始前にワクチンの交接種の不安を解消し、接種率向上を図るために、福井大学附属病院の感染症専門医に御出演いただき、動画などを作成しまして、CATVやYouTube、ホームページで視聴できるようにしました。

また、10代、20代の男性がモデルナ社ワクチン接種によって心筋炎を発症する可能性があるとの厚生労働省からの情報があり、集団接種においては、あらかじめ、この

年代の男性には、ファイザー社製ワクチンの接種ができるよう接種日を設定し、受けやすくしました。

また、当町では、多世代の同居家族が比較的多く、高齢者の高い接種割合に影響され、接種への意識が高まったのではないかと考えられます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。若い方向けにワクチンの副反応に対する配慮をするなど、細やかな御対応をしてもらっていることが分かりました。御尽力に感謝します。

次に、これまでの本町における感染者の状況について、入院された方と自宅療養された方の比率を、また、その中に重症になられた方がいらっしゃるのか否かをお尋ねします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

感染者の状況については、県で管理されており、個人の詳細については、県の健康福祉センターが把握しており、入院になるか自宅療養になるかは、特定の方の情報になりますので、公表されておられません。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。直近2週間の県内の感染者の中には、重症者は出ておりません。本町でも感染されている方が若干名いらっしゃいますが、いずれも無症状または軽傷で済んでいるようです。なので、本町においては重症の方はいないというふうには推測をします。

次に、感染された方から、後遺症での悩み等、相談はありませんでしたか、お尋ねします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

新型コロナに感染した特定の方の詳細情報は公表されておられません。

現在、当町にはこのような相談は入っておりませんが、相談があった場合は、県の受診相談センターを御案内することとしております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。後遺症でお悩みの方が今のところいらっしゃらないようですので安心をしました。

今年に入ってから感染しても軽症で済んでいる方が多いので、「コロナをそんなに恐れなくてもいいのでは」と感じている人が増えているそうです。油断すると、後で重い後遺症に苦しむということもあるそうですので、心していきたいものです。

続いての質問になります。

今後のワクチン接種のスケジュールについて御説明をお願いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

4回目の接種方法については、これまでと同様に集団接種と医療機関での個別接種を同時に行っていきます。

集団接種日でございますが、7月16日、30日、8月6日、20日の土曜日にリブラ若狭と歴史文化館の両会場で実施していく予定です。

対象は、3回目接種後5か月が経過された方で、60歳以上の方と18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方、重症化しやすいと医師が認めた方が接種対象となります。

対象人数は、60歳以上は約5,500人、基礎疾患がある方は約400人と見込んでおります。

60歳以上の方には、順次、接種券を既に発送しております。

これまでと同様に、3回目に集団で接種された方は、接種日を設けて御案内をいたしております。

18歳以上60歳未満で基礎疾患があるという方は、今回は接種券発行の申請が必要となります。

この方々の接種券配布については、これまでと異なりますので、全戸にチラシを配布したり、音声告知放送、ホームページなどで広報しております。

また、基礎疾患があるという方については、医療機関への接種券申請用紙を置かせていただき、本人から提出いただけるようお願いしてございます。

国は、重症化予防のために4回目接種を推奨していますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。4回目の接種に向けて準備をされているそうですが、これまで接種が開始されて、およそ1年半が経過します。その間、関わってこられた医療従事者、看護師さん、その他多くの関係者の方々に感謝をします。

町職員の方も休日返上で関わってこられたことと思いますが、職員の方で超過勤務等により体調不良になったという方はいらっしゃいましたか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

これまで、平日と土曜日、日曜日を接種の日として設定しておりました。応援職員には、5班体制を組み、交代して勤務に就かせていただきました。

接種の準備・実施に当たっては、緊張感を伴いますが、体調不良を訴える職員は現在のところおりません。今後も職員の体調管理に配慮しながら接種を進めていきたいと思っております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。ここまで、接種する側、される側ともに健康被害もなく、順調に進んでいることをお聞きし、安心をいたしました。引き続き4回目の接種が始まるわけですが、これまで同様、医療従事者等関係者の皆様に感謝しながら、順調にワクチン接種が進むことを祈ります。

次の質問に移ります。

2点目です。

小中学校に関する事案について質問をします。

今年も4月に小学校や中学校、高校もそうですが、新入生が入ってまいりました。入

学式に出席するたびに少子化の進みを痛感いたします。少なくなったとはいえ、彼らや彼女らは、若狭町にとって宝です。誰一人置き去りにしない教育を、また、安心・安全なインフラの整備等に日々留意をしていただいていることと存じます。教育関係者の方々にも感謝をしております。

さて、このような声をお聞きしました。

今年、三方中学校に入学された女子生徒さんの声です。

「現在、三方中学校の1年生女子トイレは、全部、和式トイレです。洋式トイレがありません」「どうされているのですか」と尋ねたところ、「2年生や3年生の女子トイレを使わせてもらってます」、この事案についてお伺いします。

最初に、これまで生徒さんや保護者の方から要望等がありませんでしたでしょうか。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、川島議員の御質問にお答えします。

まず、三方中学校のトイレの洋式化の整備状況についてですが、平成19年度から平成21年度にかけて、耐震化・大規模改修工事を実施しており、南校舎は全て洋式化しております。

また、令和2年度には、体育館のトイレも洋式化し、生徒が使用するトイレは28か所中16か所が洋式となっております。

1年生の教室は北校舎の2階にあり、近いトイレは特別教室棟と北校舎の渡り廊下にある和式だけしか設置していないトイレか、南校舎にある洋式だけしか設置していないトイレになります。

この和式だけしか設置していないトイレは大規模改修工事の範囲外であり、和式を利用する生徒もいたため、洋式化していませんでした。

大規模改修工事により、南校舎、北校舎の全ての階に渡り廊下を設置し、トイレの利用については、生徒の実情に応じて利用することとしていましたので、これまで特に生徒や保護者から洋式化の要望はありませんでした。しかし、今年4月にPTAの役員のほうから、和式しかないトイレの洋式化について御要望を受けております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。それでは、1年生の女子生徒さんが1年生のトイレにはない

洋式トイレを使用するために、先生方はどのような指導をされていますでしょうか、お伺いをします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

先ほど教育長が申しましたとおり、これまでは、生徒の実情に応じてトイレを利用していました。新型コロナウイルス感染症が日本全国で拡大し始めたことにより、感染拡大防止対策として、極力、他学年との接触を減らし、密になる状況を避けるため、生徒が利用できるトイレの場所を分散させることを学校で指導しました。

しかし、どうしても和式が利用できない生徒につきましては、洋式があるトイレを利用してもよいとしておりました。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。ほかのトイレを使うことに対して生徒さんがどう思っているか等の実態調査は行われたのでしょうか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

三方中学校へ確認を取りましたが、現在では、分散化を緩和し、1年生の女子生徒も南校舎や体育館の洋式トイレを利用するなど、生徒の実情に応じて利用している状況であるため、大きな問題は生じていないものと考えております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。今のところ、大きな問題は発生していないようですが、思春期を迎える生徒さんの胸のうちはなかなか分からないものです。1年生の女子生徒が校舎を超えてトイレに行くことに対してどう思っているのか。また、上級生は、上級生のトイレを使われることに対してどう感じているのかなど、アンケートなどで調査をなさってはいかがでしょうか。中には、「男子トイレにはあって、女子トイレにはないとい

うのは差別です」というような答えが返ってくるかもしれません。

質問を続けます。

このトイレの洋式化について、PTAさんの御要望もあるようですし、今後どうされようとしているのか、お伺いをします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

今後、和式トイレと洋式トイレの生徒の利用状況などを踏まえ、学校と相談しながら、必要に応じて洋式化を進めてまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。今や一般の御家庭におきましても洋式トイレの普及が進んでいます。ましてや、新1年生の女子生徒さんのトイレです。気兼ねなく、気持ちよく使用できるよう洋式化が進むことに期待をして、次の質問に移ります。

今、ロシア軍のウクライナ侵攻などで物価が高騰しております。食材など原価の高騰を受けた学校給食費について、御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

総務省が発表した4月の全国消費者物価指数の変化率は、前年同月比で生鮮食品が12.2%、食用油が36.5%、電気ガス等エネルギー関連が19.1%など、幅広く上昇しており、一般家庭はもとより事業者においても大きな影響を受けていることと承知しています。

若狭町の学校給食食材調達費も同様に上昇しており、4月の仕入価格は、前年同月と比べ、上昇率が高い品目では、じゃがいもが1.48倍、タマネギが3.15倍、ししやもが1.41倍、牛肉が1.38倍、菜種油が2.27倍と大幅に値上がりしております。

学校給食は、成長期の児童生徒の十分な栄養価の摂取をはじめ、同級生や先生と一緒に

に食べる楽しみ、野菜や魚など多様な食品を食すきっかけづくり、地域の新鮮な産品を知る機会の創出、流通の仕組みや環境問題を考える生きた教材となるなど、将来の多様で健康的な食生活や社会生活に大きな役割を果たすものでございます。

物価が高騰する状況にあっても、限られた食材費で、栄養、バランスを考えた献立を工夫して提供しております。

今後も物価動向を注視しながら、安心・安全な給食を提供してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。関係者がやりくりに苦慮しながら、御対応いただいていることをお聞きでき、感謝をします。とはいえ、原価の上昇はまだ続きそうです。ただでさえ保護者を含む各御家庭の台所事情を圧迫しているときです。給食費の値上げについては、慎重な御判断をお願いします。

次の質問に移ります。

ヤングケアラーについてです。ヤングケアラーという言葉は、最近、報道などで取り上げられることも増えてきましたが、まだまだ知られていないのが現状です。まずは社会的認知度を高めることが重要です。

国のほうでは、昨年、厚生労働省と文部科学省の合同プロジェクトチームが発足しております。そして、本年度予算などにヤングケアラーの早期発見・把握や広報などの支援策が盛り込まれています。子ども本人が自覚していない例などもあり、表面化しにくい問題でもあります。この問題に、国は、本年度から3年間を集中取り組み期間と定め、本腰を入れて取り組もうとされていますが、どのように思われますか、御見解をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

御質問のヤングケアラーとは、「本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っていることにより、やりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことを申します。

このヤングケアラーにつきましては、昨年度、福井県が県内の中学2年生と高校2年

生を対象に、WEB回答による任意の調査を実施されました。

その調査の中で、「世話をしている家族がいる」と回答した割合が県平均で4.4%という結果が出ております。

ちなみに、若狭町内の回答の中に、「している」との回答をした子どもはおりませんでした。

ただし、この調査は、県全体の回答率が10%とかなり低いことから、あくまでも参考程度のものであります。

そうした中、当町といたしましては、まず第一に、ヤングケアラーの定義であります、日常的に家族の世話を任せ、自分の時間を奪われ困っている子どもからのSOSをいかにキャッチしていくかが重要であると考えております。

現在、学校などでは、定期的に個別の面談を実施したり、アンケートによる意識調査をすることで、困っている児童を早期に発見し、必要な相談や支援につなげる取組をしております。

学校をはじめとした関係機関での様々な取組を通じて、ヤングケアラーに該当する可能性のある子どもを取り残さないようキャッチしていきたいと考えております。

また、本来なら大人が担うべきことを子どもに任せなければならない家庭に対しては、ただ注意や指導をするのではなく、その家庭にとって、本当に必要な支援を寄り添って提供していくことができる町の体制を整えていくことが必要であると考えております。

そのために、まずは、ヤングケアラー支援という新たな視点についての理解を町全体へ浸透させていくとともに、学校などの教育機関をはじめ、子どもや若者、障がい者や高齢者などの様々な相談機関などと緊密に連携をして、誰一人取り残さない社会の実現を目指していきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

昨年、ヤングケアラーの支援につなげるため、厚生労働省と文部科学省が連携し検討を進めるため、アンケート調査を実施し、本年4月に「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」が公表されました。

このマニュアルでは、ヤングケアラーである本人と家族が相談しやすい場所の一つとして学校が上げられており、学校現場での積極的な対応を求められています。

また、本人にヤングケアラーという自覚がなく、誰にも相談できない子どももいると考えられるため、ヤングケアラーの存在に気づくことも重要であると考えています。

町長の答弁にもありましたが、学校では、いじめ等に関するアンケートと個別の面談を現在行っています。

このアンケートと個別面談にヤングケアラーに関する項目を追加し、調査することにより、早期発見につなげていけるものと考えています。

このことにつきましては、改めて学校に周知してまいりたいと考えています。

支援につきましては、関係する機関が連携し、一人一人に合った支援を、今ある支援策を活用し対応していくことで、子どもが子どもとして生活でき、元気に学校に登校できるような環境づくりを目指していきたいと考えていますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。この問題につきましては、これから具体的な策が国から出てくるのだらうと思いますが、それに先立って、本町では、実態の掌握などを進めていることに感謝をします。

御参考までに、埼玉県入間市がこの6月議会にヤングケアラーに特化した条例案を提出するとお聞きしました。中身については不明ですが、国内初ということですので、御参考いただければと思います。

最後の質問です。

「コロナ禍における生活者・事業者への負担軽減について」お伺いをいたします。

コロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻により、原油をはじめとするエネルギー価格や食料品が高騰し、さらに急激な円安が追い打ちをかけ、国民生活や中小・小規模事業者、農林水産業者などに深刻な影響が及んでいます。公明党は党を挙げて国民の暮らしや事業者等への影響を調査した上で、今年4月に政府に対して新たな経済対策を求める緊急提言を2度にわたり行いました。

その結果、政府は、4月26日にコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を決定し、通常国会に補正予算案を提出しました。そして、5月31日に補正予算が成立しております。この緊急対策では、公明党の強い要請を受け、地方創生臨時交付金を大幅に拡充し、新たにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設しております。これを受け、公明党は、各自治体に対して緊急要望を行っております。

本町に対して、生活支援として、学校給食費等の保護者負担の軽減、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せ、子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せ、水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減。

事業者支援として、バス・タクシーなど地域交通の経営支援、トラックなど地域の物流維持に向けた経営支援、水道料金をはじめとする公共料金の補助、以上について、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

議員御説明のとおり、第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、新たにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されたところであります。

川島議員からも、5月28日に、生活者・事業者への負担軽減に関する緊急要望書を受け取っております。

これを受け、当町といたしましては、生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費の負担軽減などの子育て世帯の支援、また、農林水産業を営む方々の支援などについて検討をしているところでございます。

新聞報道では、農業用肥料の価格が6月改定により、前年比7割から9割を超えるものとなっていることから、農業に与える影響を危惧しているところであり、町としてもスピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

御要望いただいた内容も踏まえ、当町といたしましても、今回、創設されましたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を有効かつ効果的に活用し、町民の皆様の生活を守ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。御答弁にもありましたように、有効でかつ効果がある支援をスピードをもって御対応していただけることに期待をして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

11番、坂本 豊君。

坂本 豊君の質問時間は、12時16分までとします。

○11番（坂本 豊君）

それでは、大分お疲れとは存じますけれども、もうしばらくお付き合いをいただきたいというふうに思います。

私からは、早瀬川水系の河川整備計画であります（治水対策）のトンネル放水路についてと、もう一点は、特産梅価格保証制度の基金創設についての2件について、御質問をさせていただきます。

まず、初めに、早瀬川水系の河川整備計画、トンネル放水路について、水月湖から日本海に水を放出する計画トンネル放水路（全長950メートル、幅10メートル）が進められ、県では仮設計の段階とお聞きしています。

この計画は、平成11年8月14日、15日にかけて集中豪雨が続き、三方湖、水月湖、菅湖の水位が上がり、農地、道路、床上、床下浸水210戸、一旦水位が上がると、最長で5日間水が引かないと。排水しているのは、浦見川と嵯峨水門。嵯峨水門は、県、若狭町、美浜町、鳥浜漁業組合、海山漁業組合、日向漁業組合の6者で6者会議で協議して水門を開けるか、検討することになっています。三方五湖と日本海の水位は0メートルです。

このとき、一度だけ水門を開けさせたことがあります。その結果、日向湖の養殖業者やつり掘り業者の魚が死に、賠償金を支払ったことがあります。その後、嵯峨水門を開けることはありません。

そうしたことから、平成12年にトンネル放水路の計画が県より進められ、今に至っています。

当時は、合併する前で、三方町のときで、平成12年に私は西田区長会長をさせていただきましたが、そのとき、西田診療所が丸1年、水と泥のまま放ったらかしになったままでした。私は、町に、西田診療所を放ったらかしにするのかと町と協議をしました。西田診療所の利用をされる方は少ないですが、仮設で別の場所で再開をしていただきま

した。

その後、地元の区長会や各種団体長と協議し、今後の在り方を検討し、白紙の状態ですべて別のことを進め、別の場所で、今の福祉施設「五湖の郷」「梅の里保育園」が誕生しました。建設委員長として、10年目で実現をいたしました。

嶺南地域流域検討会や三方五湖治水対策整備促進期成同盟会、三方五湖保全対策協議会、三方湖辺水害予防組合、これは明治時代より受け継がれています。私は副会長をさせていただいておりましたが、先人たちの長年の苦労がうかがえます。

このような様々な協議会があります。当時はすぐにでもできるような話でした。平成29年1月に議会で国会要望に行きました。若狭町で一番重要項目として、国土交通省に要望に行き、その後、国土交通省より県に認可されました。

生態系の問題やラムサール条約、海の漁業者の皆様の問題、いろいろあると思いますが、一番大切なのは、そこで生活している人です。

県は護岸のかさ上げ計画がありますが、すり替えるのではないかと地元の住民は心配しています。この点について、今の現状と町の今後の進め方をお聞きします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、坂本議員の御質問にお答えをいたします。

早瀬川水系の河川整備計画につきまして、進捗状況と今後の計画についてという御質問でございますが、早瀬川水系は、三十三間山を源流とするはず川に高瀬川が合流し、三方五湖の久々子湖を経て早瀬川となって日本海に注ぐ、福井県管理の河川となっております。

令和元年5月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めた河川整備基本方針を、同年12月に個別事業を含む具体的な河川整備の内容を明らかにする河川整備計画がそれぞれ策定されております。

この河川整備計画において、河川整備の実施に関する事項として、おおむね30年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させ、沿川の家屋や公共施設等の浸水を防止するため、水月湖に放水路を整備し、久々子湖、水月湖、菅湖及び三方湖の湖岸堤のかさ上げが明記されています。

この河川整備計画の策定につきましては、地元の御同意を得て進められており、本町といたしましても、これまでもトンネル放水路の早期工事着工について、国や県へ強く要望しております。

また、今後におきましても、特に近年、各地で多発している大雨や地震などにより、激甚化する災害発生の観点からも、引き続き国や県に対して強く要望をしていく必要があると考えておりますので、議会の皆様方にも御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、早瀬川水系の河川整備計画の進捗状況と今後の計画につきましては、建設課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、私のほうから御説明いたします。

先ほど説明のありました河川整備計画では、放水路及び湖岸堤の両方を整備する必要があり、これまでに、事業主体であります福井県におきまして、放水路の建設に向けました地質調査業務、概略設計業務及び湖岸堤のかさ上げの測量、調査を鋭意進めていただいております。令和3年度までに放水路の概略設計が終了しております。

なお、今後の計画につきましては、令和4年度から、放水路に関しましては、概略設計に基づき、トンネル部の地質調査として、ボーリング及び弾性波調査、さらに水理模型実験を実施する予定であります。

また、湖岸堤の整備につきましては、構造物の形状等について、町や地元住民、漁業関係者と協議を進めていく予定であり、その後、引き続き実施設計を行った上で、早期の放水路工事の着手を目指していると県から伺っております。

坂本議員御指摘のトンネル放水路と湖岸堤整備につきましては、現在、計画どおり実施に向けて準備されておりますので、引き続き早期の完成を関係機関と緊密に連携し、予算確保に向け強く要望してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

ありがとうございます。西川県政当時、今の杉本知事も副知事として現場を見ていただいております。そのときには前向きに進めるとの話をいただきました。排水しているのは浦見川だけです。

直近でも、平成18年10月台風23号、平成23年5月集中豪雨、平成25年9月台風18号、平成29年10月台風21号と、一番の問題は、一旦増水するとなかなか

引かない。そのとき、火災や病人が発生しても緊急車輛は通れないことと、今現在、日本各地で地震が多いです。

南海トラフ地震や日本海地震等が言われている中で、浦見川の山が崩れれば、浦見川は埋まり、三方湖や水月湖、菅湖は増水し、一面、昔の縄文時代にタイムスリップします。平成11年の水害から22年余り経過しています。

5月25日に「杉本知事と語る会」でも知事に質問させていただきましたけども、早くてあと10年ぐらいかかるということでした。私は10年も待てません。生きているか分かりません。これからの若い世代のためにも1年でも早く進める必要があります。三方湖、水月湖、菅湖の湖辺に住む住民の生活、財産を守るために、町長は全力で取り組んでいただきたいと思います。

私が生きている間に実現させたい、私は命がけで取り組みます。来年は知事選挙がございます。これからも杉本知事には常に訴えていき、次の質問に入らせていただきます。

特産梅の収穫も、今現在、始まっているところでございますけれども、JAの担当者に聞きますと、和歌山の梅が市場を全て食い荒らしているという状況でございます。後半になると、相当暴落するのではないかとという危機感を持っておられます。

そこで、特産梅の価格保証制度について基金創設ができないか、まず、特産の梅について町長の思いをお聞きします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、若狭町特産の梅の振興につきまして、私の思いを述べさせていただきます。

先日、京都青果卸売市場を視察させていただきました。その際、市場の関係者と方と意見交換をさせていただく機会がございました。

「丁寧に選別された若狭町産の梅は、味も品質も良く、消費者からの評判もよいので、市場内で高い評価を受けている」とのお話をお聞きし、大変うれしく思うとともに、若狭町の特産である梅の振興をさらに図らなければならないと強く感じたところでございます。

また、一方で、議員が御心配されるとおり、県全体での出荷量がピーク時で2,000トンあったものが、生産者の高齢化や梅の老木化により、平成29年度には600トンに割り込み、市場からの出荷要望に応えられず、産地としての生き残りが心配された時期がございました。

このため、県、JA、町の関係機関が一丸となり、集落座談会を通じて出荷増を呼び

かけ、現在の1,000トン前後まで回復しているとお聞きをしております。

町の梅振興施策といたしましては、令和元年度から推進しております大規模園地の造成と経営の法人化を図ることにより、意欲ある経営体を育成しながら、安定的な梅の生産に努めてまいりたいと考えております。

また、今後も老木園地の改植を進め、高齢のため離農される園地の出し手と借り手のマッチングにより、農地の流動化を進め、生産量の確保に努めながら、梅の特産振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

ありがとうございます。

梅は、日本一の産地であります和歌山次第と昔から言われてきました。一昨年は和歌山が不作で価格も下がりませんでした。昨年は梅の加工業者の在庫不足でまずまずの価格でありましたが、価格の変動が大きな作物です。安定した価格を維持できるように価格保証制度の導入を考えていただきたい。和歌山県の南高梅は10アール当たり若狭町の紅映梅の倍の収穫量があります。

近年、他県より若狭町に住み、梅を栽培する人が増えています。若狭町内でも、若い方が梅の栽培をする人が増えています。

梅の保険には、収入保険、梅の共済がありますが、収入保険は、青色申告をされている人、また、梅の共済は、いろいろ方式はありますが、3か年の平均収量で2割以上減収したとき適用されますが、価格までは保証されません。

生産者も高齢化し、家族で営む方ほとんどで小規模農家です。でも、この方たちが放棄すれば産地は崩壊します。収入保険や梅の共済に加入するまではいかない方々です。若狭町の特産、福井県の特産でもあります。

町長は、梅振興協議会の会長をされていると思いますが、価格保証制度は、市場価格10キロ3,000円を基準にし、これより下回ったとき補填をする。市場価格が10キロ3,000円以上の場合には適用しない、基金として積立てをする。市場価格で10キロ3,000円という金額は、生産者にとっては、頑張ろうという最低のラインです。生産者、町、県で基金創設ができないか伺います。

○議長（今井富雄君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、坂本議員の御質問にお答えします。

梅の生産者の収入に関する保険制度につきましては、農業共済組合が実施しております「収入保険制度」と「うめ共済制度」のほかに、福井県と一般社団法人福井県野菜生産価格安定事業協会、福井県経済農業協同組合連合会が運営する「野菜等価格安定制度」がございます。

この制度は、市場価格が極端に下落する影響から産地と生産者を守るため、価格が一定の基準を下回った場合に補填される制度です。

資金造成の負担割合は、福井県、各市町、福井県農業協同組合で9分の8を積み立て、生産者負担は9分の1となっております。

補填対象者は、収入保険制度加入者以外の農協に出荷する生産者を対象としております。令和4年度の若狭町における加入実績は220経営体となっております。

補填基準額につきましては、過去5年間の全国の市場の平均額を基に算出されており、1キログラム当たり203円を下回った場合に発動し、1キログラム当たり152円まで、最大51円が補填されます。

議員御提案の10キログラム当たり3,000円を基準とした基金積立てには及ばない額となっておりますが、3年に1度の補填基準額の改正時期に合わせて、基準額を上げ、制度の充実が図れないか、県をはじめ関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

ありがとうございます。野菜等の価格安定制度、つまり安値補填は知っておりますが、生産者も引かれていても、補填されていても、ほとんど分からないような程度の僅かな金額、これでは、あまり意味がないのじゃないかなという、そういう点で価格保証制度ができないかということをお提案をさせていただいております。この件についても、「杉本知事と語る会」で質問させていただきましたが、検討するとのことでございます。

放棄梅園が増える中で、生産者が放棄した梅園を借りて、その年から収入を得ることもできます。また、防除の機械においても生産者より借りることもできます。つまり、あまり初期投資の要らない点がメリットです。

ところが、梅は自然栽培です。豊作、不作を調整できません。価格の変動が大きな作物です。安定した価格を維持できるように価格保証制度の導入を考えていただきたいと

申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前 11 時 38 分 休憩）

（午後 0 時 58 分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

4 番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、13 時 58 分までとします。

○4 番（倉谷 明君）

それでは、質問させていただきます。

通告のとおり、大きく 3 つの項目で質問します。よろしくお願いいたします。

それでは、1 点目の質問です。

公民館活動の社会教育と目指すべき姿について伺います。

令和 4 年度施政方針で、渡辺町長は、人口減少や少子高齢化が進行する中、「将来も住み続けられるまち」、「心豊かな暮らし」をキーワードとして、人口減少を抑制する「定住促進」、人口減少を補う「デジタル化の活用」、そして、社会機能を維持するための「新しい地域づくり」、子どもたちを最優先にした「こどもまんなか社会」、新しい時代を築く「女性・若者の視点」など、町民と協働したまちづくりに取り組むと述べられました。

また、昨年の町長選で渡辺英朗重点 8 策の一つに、「地域の拠点となる公民館の環境を整え、地域活動を応援します」と訴えていましたし、昨年 6 月議会での所信の中にも述べられていました。

「将来も住み続けられるまち」へ向けて、住民がいかに地域を支え、盛り上げるかが重要となります。住民と行政の協働による課題を解決していく上で、町の目指すべき姿を明確にし、住民の意識・行動を後押しすることが社会教育に求められる役割と考えます。

そこで、まず地区公民館交付金についての質問です。

野木公民館の実態を確認しましたところ、施設の光熱費、備品の修繕費、通信費、コピー機のリース料などへの支出がほぼ町からの交付金と同額です。交付金は施設の運営管理費の位置づけと考えてよろしいでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

私の重点8策の一つでもあります、また、所信表明でも申しましたとおり、町民の皆様が生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域活力の向上を図り、地域の拠点となる公民館の環境整備にも取り組んでおります。

今年度につきましては、西田公民館の耐震・大規模改修や全ての公民館のD X推進を図るW i - F i 整備など、公民館の環境整備を進めている状況でございます。

議員の御質問のとおり、全ての地区公民館に公民館交付金を交付し、維持管理運営費として活用をいただいております。

この公民館交付金の対象となる経費といたしましては、若狭町公民館交付金交付要綱で定められており、公民館の維持管理に要する経費、学習や研修会、文化活動、健康づくり、各種団体や機関との連絡など、社会教育事業を実施するための経費、その他町長が必要と認める経費としております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。今年度の活動交付金は町全体で54万円増額いただきましたが、残念ながら光熱費などの高騰で活動費に回せる部分は多くは見込めないと思われま

す。次に、公民館活動は基本的に地区民が自主的に活動計画を練り、事業を進めるものと考えます。行政に頼る部分と自分たちでできることは自分たちで実施し、自助・共助のまちづくりが今後ますます必要になるであろうと住民の考え方も変化してきています。これまでから、町も地域力を高めることを求めてきた結果だと認識しています。

ここで、町の教育委員会社会教育は公民館事業へこれまでどのように関わり、具体的な活動方針の指示、支援はどのようなものでしたでしょうか。

野木地区の公民館活動の場合、活動計画は地域づくり協議会の活動と重なっています。例えば、防災に関する活動、交流事業、健康増進などは公民館活動事業でもあり、協働まちづくり推進事業の課題解決事業、地域活性化事業の重点活動でも内容に重なりがあります。地域づくり協議会とのすみ分け、区分はあるのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

まず、社会教育法には、公民館設置の目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することと定められています。

町内各公民館では、この公民館の設置目的に沿って、生涯学習講座、趣味・教養に関する教室、スポーツ大会など、それぞれの地区において特色ある行事を計画、申請していただき、教育委員会で審査した上で、必要な指示を行い、実施していただいております。これらの行事等に対し、公民館交付金により活動の支援を行っております。

地域づくり協議会との事業内容の区分といたしましては、地域づくり協議会が地域の課題解決及び地域活性化に向けての取組を実施するのに対し、公民館は、郷土学習、環境教育、家庭教育、趣味・教養、青少年育成、健康、高齢者支援、人権などをテーマとした学習の取組、各種団体、機関等との連絡、地域づくり協議会への支援を実施しております。

内容によっては、地域づくり協議会と公民館の共催事業として実施している事業もございます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございました。社会教育法に掲げる公民館の目的は、今の答弁にあった内容で理解はしています。

お聞きしたかったのは、それぞれの公民館が抱える地域の課題に対して、教育委員会がこれまでどのように関わり合い、対策を講じてきたかです。

それでは、続いて、公民館関連の質問です。

行動を起こそうとしますと、当然、活動費が発生しますが、野木地区の場合、これは地区民からの協力金として徴収しています。公民館地区協力金、地域づくり協力金として御理解いただき、それぞれの全戸から頂いています。ただ、活動の実態が見える形でないことには、理解を得るのも厳しいのが現実です。

公民館活動の住民のため教育、健康増進、文化の振興、社会福祉の増進など、社会教育へのこれからの公民館の役割を明確にし、町の目指すべき姿を示していただきたい。また、活動には、町からの金銭的な助成も必要かと思えます。この点について町長のお

考えをお聞かせ願いたいです。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

今年4月に策定をいたしました若狭町教育振興基本計画において、公民館は、町民一人一人が自己の教養を深めるため、時代に即した生涯を通じた学習が行えるよう情報発信や学習の機会の充実を図ることとしています。

先ほども申し上げましたが、今年度、整備いたしますW i - F i 環境を活用したスマートフォン教室、講習会や講演会のオンラインでの開催等にも取り組み、誰一人取り残されない学習の場を提供してまいりたいと考えております。

また、地区公民館を拠点に、より多くの人たちの地域活動への参加を促し、若狭町SDGs地域づくり交付金により、人口減少による人材不足等の地域での課題解決や住民の交流促進を進める地域づくり協議会の活動を支援しながら、地域に必要なリーダーを育成することとしております。

町といたしましては、以上の方針に基づき、町民皆様の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進を図ることを目的とした公民館の機能を強化し、これらの活動に対し、引き続き支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。生活関連の講習会、講演会など学習の場をこれからも充実させていくとのこと、DX推進で取り残される人が発生しないようよろしくお願いします。

また、公民館には誰もが足を運びやすい機会と情報を提供すべく活動を展開していただきたいと思います。

ただ、住民が公民館に求めるのは、住民自治活動の機能が主であるように変化を感じています。住民の皆さんは、公民館に対し、地域の解決困難な課題を把握し、今後、縮小するであろう行政組織の中で、住民と行政の協働による活動を支援するコミュニティ活動の拠点になることを望んでいます。

この件に関しましては、改めて質問させていただくこととします。

続いて、2点目の質問です。

地区の敬老会の今後について伺います。

町からのSDGs地域づくり交付金は、地域づくり協議会事業計画の活動費として活用していますが、このSDGs地域づくり交付金は「みんなでつくる地域づくり交付金」の名称が変更されています。

こちらは事業加算型の交付金に変更となり、野木地区の活動計画に沿って試算しましたところ、昨年より減額になりました。

その中で、加算分、高齢者事業への交付金ですが、残念なのは、従来の飲食が伴う敬老会への交付要件のハードルが高く、実質、従来の形での実施が不可能となったことです。

高齢者の生きがいにつながる事業費の満額1人当たり3,000円の交付要件が参加対象者の50%以上が参加することとなっていますが、これを達成できる地区はこれまでの実績からどこかにあるのでしょうか。

私が暮らします野木地区では、これまでからも区長さん方からも敬老会への参加の呼びかけを強力にいただいていたし、玄関先まで車で迎えに行き、参加いただいていた集落もありましたが、特に後期高齢者を動かすのは難しいのが現実です。しかし、コロナ禍が収束し、地区の敬老会が早く再開できるように望む声が多く聞かれ、楽しみにされている方が多いのも現実です。

例年並みの敬老会は、地区民からの敬老会への協力金を倍額にしても不可能なのが現実です。これまでの形態での敬老会が開催できなくなることは、地域づくり交付金としていただきますので、地域づくり協議会から住民へ説明することになると思いますが、町からは各地区の地協や老人会へは既に説明がなされていますのでしょうか。説明されているのでしたら、理解・納得いただけていないのではないかと感じます。

これまでの社会貢献への感謝の気持ちを込め実施されてきました、敬老会のお年寄りの交流の場を失ってしまうことになってしまい、非常に残念です。時代の趨勢とはいえ、敬老の精神が廃れていくようで寂しい思いです。

敬老事業は社会教育の一環で、高齢者生きがいにつながる事業とは別物と考えます。参加率が50%を確保できないことには、例年どおりの敬老会は中止せざるを得ないと対象者に伝えることが重荷です。

また、参加者、不参加者への公平性を考えて別の形に変えても、高齢者の生活実態を考えれば、参加率が高くなることは見込めません。地域づくり協議会主催による敬老会について、いかがお考えでしょうか。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

倉谷議員から、敬老会に関する御質問をいただきましたので、お答えします。

若狭町主催で敬老会を実施しておりましたのは平成26年度までで、75歳以上を対象に各地区の地域づくり協議会や地区公民館を主とした実行委員会に委託し行っておりました。

当時、毎年、各地域で開催される敬老会では、実行委員会の方々に御苦勞をいただきながらも、参加率が高いところもあれば低いところもあり、平均すると40%弱にまで落ち込んでいたことや、会場の広さなどの問題、スタッフなどの協力者にかかる負担の増加など課題が多くなり、また独自で開催している集落もございました。

こうしたことから、平成26年度に各地区公民館や地域づくり協議会など地域の関係者と意見交換を行い、平成27年度からは町主催の敬老会ではなく、各地区主催の敬老会をするための事業として、地区の特性、実情に合わせ、年齢や開催方法を一律に縛らない、自主性を尊重した、地域が取り組みやすい敬老事業に移行しました。

そのための新しい敬老事業の交付金を創設し、その交付金の中で地域が主体となり敬老事業を実施していただいているところです。

この見直しにより、年1回、敬老会を開催するといった従来の実施方法にこだわらず、地域の実情などを踏まえて、参加者の対象年齢や実施方法を見直し、地域の活性化を目的とした、例えば、世代間交流や新たな催し、また、高齢者の生きがい活動の取組といった新たな形で実施できる内容に変えております。

平成30年度からは、地域づくり協議会の活動支援の交付金を「みんなで創る地域づくり交付金」に変更し、この中に高齢者事業分を取り入れ、より地域づくり活動に主体を置いた、活用の幅を持たせた形に見直しを行い、各地区の地域づくり協議会では、それぞれが様々な趣向を凝らし、交付金を有効に活用していただいております。

敬老会を実施される地域もあれば、落語会やお笑いショーといったイベントの実施、また記念品を配布されるなど、高齢者の皆様に喜んでいただけるよう地域独自に様々な形で高齢者事業を実施していただいております。

本年度より、地域づくり協議会が持続可能な地域を目指し、地域の課題解決、そして、地域活性化を目指していただくことを目的として、「若狭町SDGs地域づくり交付金」に変更しましたが、この交付金の中にも高齢者事業分を設けており、各地域づくり協議会の事務局と相談をさせていただき、高齢者事業の運用として、3つのルールを定めました。

まず1つ目に、記念品を配布する場合には、1人当たり1,000円までが交付対象。

2つ目に、飲食を伴う従来の敬老会の形で実施する場合は、各地域づくり協議会が設定する参加対象年齢の人数の50%以上の参加があった場合は、参加者1人当たり3,000円までが交付対象。

3つ目に、飲食を伴わない事業の場合は、参加者1人当たり1,800円までを交付対象にするというものでございます。

議員御指摘の2つ目のルール、参加率50%以上の場合を交付対象にすることは、平成3年度から適用しており、これを設けた理由としましては、各地域では敬老会の参加率が年々減少し、敬老会に出席した方のみ限定してお祝いすることは不平等といった御意見が寄せられており、町としましては、敬老会の実施に当たり交付金を活用される場合には、交付金を充当する観点からも、過半数以上の方に参加いただくことが適正と考えたからでございます。

敬老会の実施につきましては、各地域づくり協議会の判断となりますが、交付金を活用して実施を計画される場合には、事業費を確保する観点からも、広くお声かけをいただき、一人でも多くの方が敬老会に参加し、楽しんでいただける環境をつくっていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。敬老事業への交付金の経緯や運用ルールの説明をいただき、ありがとうございます。それぞれの地区の実情に合わせ、工夫を凝らした活動をこれまでも続けてこられていると思います。日頃の感謝の気持ちを伝えるため、一人でも多くの方に参加いただき、喜んでいただける形の敬老事業となるよう、地域づくり協議会の皆様のさらなる創意工夫をいただけるものと確信しています。できることでしたら、幾分でも参加率のハードルを下げただけだと嬉しいです。

それでは、最後の3点目の質問です。

「こどもまんなか社会」とはどのような姿でしょうか。

住民の皆さんから聞こえる声に、子育て中の女性から、子どもを安心して遊ばせる場所がないとありました。大人、高齢者が遊べる施設、ゲートボールやグランドゴルフなどですね、や観光施設、博物館などは充実しているのに、公園や広場へ行っても遊具がないとの声です。

実際、遊具が朽ちて危険なので閉鎖されたり撤去されている地区の公園が多いようで

す。遊具がなくとも走り回ることができますが、遊びの中で自然とバランス感覚を身につけたり、危険であることを学んだり、年齢に応じた運動機能を高めることができる、そして、親が遠くから見守ってあげれば済むような安全な場が町内には見受けられないようです。

道の駅や商業施設にはドッグランが併設されているところを見かけます。しかし、子どもが安全に自由に駆け回る場所がないところもあります。

例えば悪いですが、目的地へ行くまでの車の中で、子どもはチャイルドシートに固定され、到着すれば、走り回って商品に触って壊しては大変だと親が手をつないで拘束された状態です。ペットが走り回れるのに子どもは縛られている。それでは、観光地でも商業施設でも子どもたちが楽しいと感じられる機会が少ないのではないかと思います。

持続可能なまち、将来も住み続けられるまちには、子どもたちの笑顔が見られる場があってこそ周囲の大人たちも幸せを感じられると思います。子育て支援は児童手当やあかちゃんスマイル事業の金銭的な支援だけではないと思います。

3月議会の施政方針で述べられました六つの重点ポイントの一つに「こどもまんなか社会」とありますが、これはどんな姿でしょうか。これからどのような支援を充実させていこうと考えられていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、先ほど総合政策課長の答弁の中で、平成3年度から適用しております、参加率50%以上の交付対象によるルールという答弁がございましたが、令和3年度から適用をさせていただいております。このことにつきましては、高齢者の皆様方のこれまでの御苦勞に対して敬意を表するという敬老事業でございますので、今後もこういった交付金を活用していただきながら、また、地域づくり協議会の皆様方の御協力を頂きながら、事業が継続できることを私も願っておりますし、先ほどの答弁につきましては、令和3年度から適用しておるということで、まず、訂正をさせていただきたいと思いますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

また、地域づくり活動につきましても、高齢者から子どもたちまで幅広い世代の皆様方に御参画いただきながら、各地域が活発に活動していただき、元気なまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、今ほど御質問をいただきました、私は、町政2年目を迎えるに当たりまして、

今年度の施策の重点ポイントの一つといたしまして、「こどもまんなか社会」というものを掲げさせていただきました。この「こどもまんなか社会」とは、国が来年度から設置をする予定の「こども家庭庁」の基本となる考え方の一つであり、子どもの最善の利益を第一に考えて施策を前に進めていく社会のことです。若狭町におきましても、従来から行っております子育て支援などの施策を、より一層、子どもや子育て世代の視点に立って、「まんなかに据えて」進めてまいりたいと考えているところでございます。

そこで、新たな取組といたしましては、まず、今年4月の機構改革により新たに「子育て支援課」を設置させていただき、その課内に若狭町の考え方に基づく「子育て世代包括支援センター」を組織させていただきました。

私は、子育て支援の基本的な姿勢として、まず、子どもや子育て世代に対するアンテナを高く張った上で、困っていたり助けが必要な子どもたちやその家庭などにしっかりと寄り添っていききたいという考えを持っております。

その上で、子育て支援をさらに充実させるため、次の3つの視点で展開をしてまいりたいと考えております。

まず、1つ目は、児童手当や医療費助成などの「経済的な支援」であります。

そして、2つ目は、相談支援や居場所、情報発信などのソフト的な支援であります。特に私は、この中で、DXの推進に基づき、子育て情報の発信に力を入れていきたいと考えています。

また、3つ目として、遊び場などの施設整備に関するハード的な支援であります。特に子どもの遊び場の整備につきましては、県の補助事業であります遊び場整備事業を有効的に活用させていただき、若狭町の子育て環境に合った子どもや子育て世代の交流の場を整備することによって、今後も子育ての充実を図っていききたいというふうに考えております。

「こどもまんなか社会」の基本的な考えは、学校をはじめとした教育分野、福祉、保健、次世代定住、観光イベント、DX推進など、町の様々な事業を展開していく中で、常に子どもたちのことを頭において進めていくことが重要であります。

庁舎内のあらゆる分野の部署においても、この「こどもまんなか社会」の考え方を浸透させ、オール若狭町で進めていききたいと考えております。

町の宝であります子どもたちを真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、町民の皆様方にも御理解と御協力のほどをお願い申し上げる次第です。

なお、子育て支援策の詳細につきましては、子育て支援課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、子育て支援策について説明させていただきます。

まず、「経済的な支援」の主なものにつきましては、議員の御質問にもあります児童手当やあかちゃんスマイル事業に加え、3歳児以上と第3子以降の保育料などの無償化などがあります。

さらに、こども医療費助成制度につきましては、今年8月以降の診療分から対象者が従来の中学生までから高校生までに拡大いたします。

次に、ソフト的な支援につきましては、今年4月から新たになりました子育て世代包括支援センターが中心となって、子育てなどに対する相談支援などを充実させております。

この若狭町版ともいえます、子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたる健診や相談を行う母子保健業務と児童虐待やひきこもりなど、気がかりな子育て家庭への支援などを行う子ども家庭総合支援拠点としての福祉的な業務を一体的に行う機関として位置づけております。

そして、センター所属の職員に保健師並びに社会福祉士もそれぞれ配置することで、子どもの発達段階や家庭の状況などに応じた切り目ない支援を途切れなく行う体制を整えております。

このほか、親の仕事などの関係で家庭において十分に保育ができない就学前の子どもをお預かりし、健やかな育ちを支援する各保育所をはじめ、リブラ若狭、パレア若狭内に設置し、未就園児の親子が気軽に立ち寄れることができる子育て支援センター、また、不登校、ひきこもり、ニートなど、社会生活を営む上で困難を抱える子どもや若者が訪れ、相談支援などを行う子ども若者サポートセンターなどの従来からの居場所などに加え、SNSなどを活用した若者の居場所づくりなど、民間による新しい取組も出てきております。

また、スマートフォンによる子育てアプリなどを導入し、子育てに関する情報を効果的かつ効率的なタイミングで発信することで、子育て世代への利便性を高めていく取組についても今後、検討していきたいと考えております。

最後に、ハード的な支援につきましては、先ほどありましたとおり、県の補助事業であります遊び場整備事業を活用した、子どもや子育て世代の交流の場の整備を支援の柱として位置づけております。

そして、来年度以降の事業開始に向け、今後、施設の場所や運営方法、管理コストな

ども含めた整備内容について、施設の関係課を中心に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。遊具を備えた子どもの遊び場を例に挙げ、「こどもまんなか社会」の姿を質問させていただきましたが、幅広い分野で、ソフト面、ハード面の体制づくり、また、社会問題となっています、ひきこもり、ニートの相談の支援に含めて、広義でのこどものサポート体制を整えるとの説明、理解しました。

誰一人取り残さない社会づくりの根幹部分だと思います。新しく設置されました子育て支援課には、きめ細かな相談対応をいただけるよう期待します。

また、県の補助事業で子どもの遊び場につきましても、柔軟な取組で、子どもの健康、体力づくりに役立つ施設を早急に実現させていただきますようお願いしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時32分 休憩）

（午後 1時35分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

6番、藤田正美君。

藤田正美君の質問時間は14時35分までとします。

○6番（藤田正美君）

藤田正美です。どうぞよろしく申し上げます。

私の質問は、若狭町の産業振興策と創業支援についてでございます。

令和4年3月の町長の施政方針では、観光振興、子育て支援、デジタル化などに関する政策が手厚くなっていますが、企業誘致や地元産業の新規創業支援対策に関する政策は、SDGs地域経済好循環補助金の創設以外に特に公表されておりません。各地方自治体の共通した問題でもありますが、当若狭町の人口減少、少子高齢化対策について、一時的な国庫助成金を支給しても根本的な対策までの効果は期待できません。

若者の人口減少対策として、まず第一に、雇用の創出が最も必要かつ長期間にわたっ

て効果的な施策であります。

全国的な傾向ではありますが、大手企業は都市集中化が加速され、経済の中心は都市一極集中となり、若狭町で育った若者は大学卒業後も地元民間企業での就業先が限られていることから、Uターン・Iターンを促進する環境が構築されておらず、期待に応えられていません。また、知的財産の流出にもなっています。

福井県令和4年度当初予算での起業・事業承継の促進として、知事の提案理由では、創業支援について、政府は、新しい資本主義の実現に向け、イノベーションの担い手であるスタートアップの創出・成長発展を支援し、成長と分配の好循環を目指すこととしています。新年度からは、イノベーションの担い手となる学生・若者起業家の育成を進めるとともに、今月3日に設置したふくい地域経済循環ファンドや福井ベンチャーピッチを通じた資金調達・販路開拓の支援などを行い、新ビジネスへの挑戦を全力で支援してまいりますとの知事提案理由説明をされております。

若狭町は海、山、田んぼに恵まれて、農業・水産業は盛んですが、農産物・水産物をそのまま出荷するよりも、保存加工して安定供給につなげることや食品加工製造工場の誘致や創業による雇用が増えることで地元経済が潤います。

雇用創出の推進に当たっては、行政はこれから民間新産業起業の創造に取り組み、それを具体的な雇用機会に結実させていく施策の展開が重要であるが、さらに、今後は、地域や身の回りにある事業のきっかけをつかみ、そこから雇用機会を生み出していくことが特に重要であり、人口流出の食い止めにもなります。国庫助成金の予算獲得も必要ですが、やはりそれに加えて自助努力なしでは大きな継続的成果は得られません。

まず、1番目の質問でございますが、若狭町では、SDGs地域経済好循環補助金を創設しましたが、就労の機会を新たにつくり出すために、新規・成長産業の振興、創業・起業の支援、ワークシェアリングの促進などによる雇用機会の創出をどのように図られているのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、藤田議員からの御質問にお答えをいたします。

若狭町の人口は、減少を続けており、大変厳しい状況にあります。特に若者の町外への転出超過が要因の一つとなっており、議員御指摘のとおり、雇用の場の確保も大きな課題となっております。

昨年12月に実施いたしました住民意識調査においても、今後取り組むべき事業にお

いて、「企業を誘致し、雇用の場を増やす」が最も多い結果となっております。一方で、本県の有効求人倍率は1.99で、49か月連続全国1位となっております。このことから、若者等が望む職種と求人が多い職種が一致しない、いわゆる「雇用のミスマッチ」が発生していると考えられ、新しい分野の企業誘致や産業創出が必要であると認識しているところでございます。

このような状況を受けて、4月の機構改革により、企業誘致や創業支援を含めた商工業の振興、さらには、雇用対策に係る業務を観光商工課に担当させ、一体として取り組めるよう再編をさせていただいたところでございます。

なお、具体的な雇用機会の創出につきましては、観光商工課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、具体的な雇用機会の創出の取組についてお答えをいたします。

今年度、新たにSDGs地域経済好循環事業を創設させていただきました。

近年、SDGsの推進に伴う民間投資の拡大、経済の成長が進む中で、新型コロナウイルス感染症の予防により、企業のビジネス方式や働く人々の生活様式は新しい形に変化してきております。

そこで、このような社会変化、新しい生活様式に対応したビジネスを支援することにより、新しい産業の創出、生産性の向上を促進し地域経済の活性化を進めるとともに、雇用機会の創出と町民所得の向上を図る中で、若者等のビジネスチャンスの拡大や地域のにぎわい創出により、若者が活躍できる風土をつくり出し、定住に結びつく好循環を生み出してまいりたいと考えております。

本事業については、現在、公募中ではございますが、旅館業を営む方や食品加工場の開設など、数件の問合せをいただいております。

また、創業・起業の支援といたしまして、福井県商工会連合会と連動した「若狭町創業支援事業補助金」を設けております。これは、事業の拠点開発や商品開発、販路開拓に最大30万円、県と合わせて最大50万円補助するもので、令和3年度に制度化しております。

これまで、本制度で飲食業者の設備増強や営業強化のための販促ツールの購入など、5件、ビジネスに活用をいただいております。

また、令和2年からは、本町と美浜町、商工会、金融機関による産官金連携協議会を設置し、創業支援体制を構築しております。別名、創業支援隊「わかさライザーV3」

と銘打って、各種補助制度や融資制度、物件紹介、経営支援等を行っているところです。

これらの取組から、近年、町内においても若者の起業が進んでいることを実感しており、起業家同士のマッチングなど、事業拡大による新たな雇用創出も図ってまいります。

今後におきましても、国や県、福井産業支援センター、商工会、金融機関など関係機関との連携を強め、各機関の資金調達制度や販路開拓支援などを広く広報し、セミナーや説明会を開催することにより、新しい産業振興、創業・起業支援を充実し、雇用機会の創出に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

福井県の有効求人倍率が全国第1位については、必ずしもよい傾向とは言えません。裏を返せば、非常勤パートタイマーの求人を増やして正規採用を減らす経営方針などから、過酷な就業条件で離職者が増えて補填の求人が増えていることも要因の一つです。

やはり、今後の地元産業発展には、これからの担い手である若者自らが理想とする経営「智慧による創造」に向けて行政がしっかりとサポートしていく体制づくりが求められます。

私も過去に何度も福井産業支援センターに足を運び、研修に参加したことがありましたが、経費その他で大変な苦勞をしました。

石川県では、いしかわクリエイトラボというシェアオフィスがあり、産官学のメッカとして、経営情報の提供、新産業・特許情報、経営コンサルティング、金融支援など、スタッフがそろっていて、様々なサポートメニューが用意されています。公募に応募してきた方には、途中でくじけることのないよう支援をどうぞよろしくお願いいたします。

これに関して、追加質問ですが、本事業について数件の問い合わせがあったとのことですが、アドバイスその他で成約はありましたでしょうか。差し支えない範囲で現状の詳細説明をお願いします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

お問合せのSDGs地域経済好循環事業の現状についてお答えをいたします。

本事業につきましては、5月9日に公募を開始し、現在は応募を検討されている方から制度や手続等についての相談を受けているところです。

応募しようとする事業の相談内容につきましては、観光事業者からの二次交通の推進や団体組織の環境保全への取組、地元産品を活用した加工製品の販売など様々ですが、現在はまだ正式な応募はございません。今後につきましては、6月30日で応募を締め切り、書類審査や7月中旬予定の審査委員による審査会により、事業者を決定したいと考えております。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

SDGs地域経済好循環補助金の創設事業については、まだまだ成果が得られていないようですが、これからも広報活動やセミナー開催などを積極的に推進するようにお願いいたします。

次の質問ですが、地元若狭町就業者の雇用増大につながる産業振興策と企業誘致活動について、現在、どのような取組をされているのか、また今後についてのお考えがあればお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

藤田議員から産業振興と企業誘致について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

本町におきましては、平成3年度に若狭中核工業団地、平成16年度に三十三産業団地を整備するとともに、若狭町企業振興条例を制定し、企業誘致を促進してまいりました。

おかげさまで、若狭中核工業団地につきましては、平成29年にアイシン福井・若狭を誘致し、全区画の分譲を終えており、また、昨年、増設を決定したAGC若狭化学をはじめ、進出企業の拡張や事業拡大が進んでおります。

雇用につきましても、若狭中核工業団地全体で平成29年には574人でしたが、令和4年4月には833人となり、雇用の場も拡大しております。

今後につきましても、補助制度や減税制度、若狭町のすばらしい地域や人材などを利点として、三十三産業団地や遊休地への企業誘致を進めてまいりたいと考えております。私もトップセールスを行い、精力的に活動してまいりたいと考えております。

また、地元就業者のための産業振興と企業誘致活動の内容につきましては、この後、観光商工課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、産業振興と企業誘致の具体的な内容についてお答えをいたします。

これまで、若狭町では製造業を中心とした誘致を進めてまいりましたが、先ほどの町長の答弁のとおり、事務系の職種等、幅広い分野での職種が望まれているのが現状です。

そこで、昨年度、「若狭町オフィス誘致促進補助金」を制度化させていただきました。本制度につきましては、施設や設備の整備に加えて、UIターン者を雇用する場合には補助金が加算される仕組みとなっており、今後、IT関連やデザイン、設計などのオフィス系事業の雇用を拡大するとともに定住促進も加速させる企業誘致を進めてまいります。

また、町の持つ様々なネットワークや民間企業と連携した事業を通じての誘致も進めております。

この5月31日には、東京に所在するIT企業ゼネラ株式会社の進出が決まりました。これは、福井大学と本町が共同して進めております、高齢者の支え合い、健康づくり事業わかさ健活プロジェクトに関わるもので、ゼネラ株式会社は、このプロジェクトの中で、スマートミラーという体温や血圧を測定する鏡の電子端末を実証・開発し、全国展開を考えておられます。

同社におきましては、プログラマーをはじめ、最終的には10名程度の雇用を行うとお聞きしております。このような新しい形での、そして、時代に適応した企業進出を契機として、町の企業誘致の姿勢、周辺環境を全国にアピールし、さらなる誘致を進めてまいりたいと考えております。

あと約2年後には北陸新幹線が敦賀まで開業いたします。また、その1年後には大阪・関西万博が開催され、交流人口の拡大や経済活動の活発化が期待できます。このような好機をしっかりと捉え、地域の経済を活性化させるため、行政、商工会、観光協会、金融機関などで構成する「北陸新幹線敦賀開業に向けた地域経済活性化協議会」を本年度、設置いたします。

今後、協議会を母体とし、企業誘致や既存事業所の振興策の検討、新しい産業の創出に向けた研究を進めてまいります。

特に民間事業者の誘致につきましては、これまでの製造業を中心とした誘致に加えまして、商業や加工業、観光業、IT企業、子育てなど幅広く、そして、ブランド力のある事業者の誘致を促進し、雇用創出の効果のみならず、魅力のある事業者が進出するこ

とにより、町民の皆さん、特に若者や女性が町に対して好印象を持っていただけるような、特に町に魅力を感じていただける、そして、暮らしの質が高まり、定住いただけるような誘致活動を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のさらなる御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

ありがとうございました。企業誘致につきまして、近隣の市町も力を入れており、引き合い合戦になっています。

小浜市では、野菜工場が核となり、今では同様の施設が増えています。

野菜工場では、敦賀市、美浜町、高浜町にも嶺南地域一帯に波及しています。

敦賀市では、次世代に向けて、いち早く水素エネルギー関連のサプライチェーンがスタートしました。

当若狭町でも、地域の風土や特色を活かせるように特化した業種を探ってみることで、他の行政区よりも有利になる企業誘致の展開をしていただきたいと願います。

例えば、美方高校の食物科や若狭高校の海洋科学科を卒業した若者が地元に残って活躍できるように、食品製造工場や冷凍食品加工工場などに絞り込んだ誘致活動の展開をしながら、それらに対応した排水設備などのインフラ整備など、総合的なビジョンの策定を要望します。

それに加えて、新規参入企業に大きな負担がかかる固定資産税の特例優遇措置なども検討に含まれることで注目を集めることにつながると思います。

また、風光明媚な若狭町には、景観を害する太陽光発電パネルや風力発電などの誘致は雇用創出にはつながらず、町外企業に有利にはなっても町内経済の活性化につながらず、「害はあっても有利にはならず」との理由で反対です。

産業振興策は数年間を経ないと成果が出ないことではありますが、その意味でも、将来、長期にわたって経済効果が続くことでもありますから、町長の任期も限られてはいますが、未来に向けて、在任中にいま一度しっかりと取り組んでいただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時00分 休憩）

（午後 2時01分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

お諮りします。本日の会議は、これで、延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（午後 2時01分 散会）